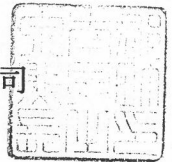


熊取町告示第 70 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託をしたので同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 6 年 7 月 1 日

熊取町長 藤 原 敏 司



記

1. 受託者・公金事務

受 託 者 (指定公金事務取扱者)	委託した公金事務
東京都千代田区一番町 25 番地 地方公共団体情報システム機構	諸証明（住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍証明書、戸籍の附票の写し）交付手数料の収納事務

2. 指定（委託）日

令和 6 年 7 月 1 日